

子ども医療費助成制度について



子どもさんの 入院 や 通院 にかかった 医療費 《健康保険の適用を受けるもの》を助成するものです。

(※健康保険がきかない費用や入院時の食事代は対象外です。受給者証の裏面をお読みください。)

診療を受けたら、医療機関等で一度医療費を支払います。その後、申請書 と 領収書 を町に提出していただくと、保護者の口座に保険適用分の費用を後日振り込みます。

○対象者 0歳（出生）から 中学校第3学年まで ※平成21年4月より

○申請期間 診療月から1年以内

※1年以内であれば、ひと月毎でも、まとめて申請されてもかまいません。

○支払時期 申請月の翌月20日に指定の口座に振り込み



＝ 重 要 ＝

☆ 申請書・・・1ヶ月にかかった診療はまとめて1枚に記入

☆ 領収証・・・医療内容がわかるもの

(※レシート形式、医療費点数等の記載がないものは不可)

※領収証がない分については、医療費の助成ができません。病院等でかかった医療費は領収証で確認をしますので、申請をされるときは必ず 申請書 と 領収証 を合わせて提出してください。

窓口申請されるときは印鑑をご持参ください。

申請書の提出先 役場 町民福祉課

おたずねがありましたら

玉東町役場 町民福祉課（TEL 85 - 3183）まで